1　八百七十八億四千万円（八七、八四〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、イラク共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、イラク共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・六五パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が付表に掲げる事業計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　それぞれの支出期間は、関係借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約の各々は、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る付表に掲げる事業計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、イラクの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表に掲げる事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、付表に掲げる事業計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　イラク共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　イラク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してイラク共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためイラク共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　イラク共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してイラク共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してイラク共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、付表に掲げる事業計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してイラク共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金

(d)　付表に掲げる事業計画の実施に従事する日本国民である被用者について、付表に掲げる事業計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してイラク共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税

8　イラク共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら付表に掲げる事業計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表に掲げる事業計画の実施に従事する者及びイラク共和国の一般公衆の安全を可能な限り確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9　イラク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　付表に掲げる事業計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　付表に掲げる事業計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のイラク共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二十年二月二十一日にバグダッドで

イラク共和国駐在
日本国特命全権大使　小川正二

イラク共和国財務大臣
バーキル・ジャブル・アル・ズベイディー閣下

付表

（限度額）

1　中西部上水道セクターローン　四百十二億七千四百万円
2　アル・アッカーズ火力発電所建設計画　二百九十五億七千万円
3　デラロック水力発電所建設計画　百六十九億九千六百万円
総額　八百七十八億四千万円

（イラク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をイラク共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のイラク共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二十年二月二十一日にバグダッドで

イラク共和国財務大臣
バーキル・ジャブル・アル・ズベイディー

イラク共和国駐在
日本国特命全権大使　小川正二閣下

○外務省告示第十七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年一月十七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年一月三十日　外務大臣　玄葉光一郎

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成24年1月17日	2008年7月4日	TH6315166
平成24年1月17日	2008年10月2日	MS4148578